

教 義 第 6 1 8 号
令和3年（2021年）9月15日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（各 市 町 村 立 学 校 長）

北海道教育庁学校教育局義務教育課長 行 徳 義 朗
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 柴 田 亨
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 金 田 敦 史

新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱い
について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、適切に対応するようお願いします。

〔 義 務 教 育 指 導 係
高 校 教 育 指 導 係
特 別 支 援 教 育 指 導 係 〕



新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いに関して、その対象者や要件を整理した資料を更新いたしましたので再度周知致します。

事 務 連 絡
令和3年9月10日

各都道府県・各指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国公立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

御中

文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育企画課

新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒
等の出席等の取扱いについて（周知）

これまで、新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和3年2月19日）や「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について（通知）」（令和3年2月19日）等においてお伝えしてきたところです。また、新学期が始まるに際し、「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（事務連絡）」（令和3年8月20日）等において、改めて学校において留意すべき事項をお知らせいたしました。

今般、新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わり等が進む中で、全国的に新規感染者が依然として高い水準にあり、児童生徒等への感染も懸念されていることを踏まえ、各学校において様々な取組を行っていただいていることから、「新型コロナウイルス感染症等により登校できない児童生徒等の出席等の取扱いについて（周知）」（令和3年5月18日）により周知いたしました「義務教育段階における登校の取扱いに関するフローチャート」を別添1のとおり更新しました（改正箇所を赤字にしたものが、別添2となります）。なお、既出のガイドラインでお伝えした分散登校等の取扱いに関する記載を追記したものであり、従来の出席等の取扱いに変更を及ぼすものではありません。

加えて、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（文部科学省 HP）に掲載している Q&A についても更新いたしました（主な更新は、別添3となります）。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、都道府県知事にあつては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、本事務連絡について周知するとともに

に、適切に指導・助言を行っていただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等
に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

○感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校でき
ない児童生徒に関すること

初等中等教育局 教育課程課(内2369)

○自宅等において ICT 等を活用した学習を行った不登校児童生徒
に関すること

初等中等教育局 児童生徒課(内2905)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)